

2026 年 2 月 13 日
家電リサイクル小委員会 西岡 泰輔

中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル小委員会
第 1 回合同会合 意見書

当日は欠席につき、下記のとおり書面にて意見を申し述べます。

記

1. 資料 5 「家電リサイクルに関連する動向について」に対する意見

(1) リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインについて

小売業者に適用される同ガイドラインにおいて年式を中心とした見直しを行うことは必要な措置であると考えます。他方で、今回の改定が、①小売業者による不適正な取引・引渡の防止、②小売業者を通じた適正リユースの促進といった同ガイドラインの目的達成の可能性を高めることに繋がるのであれば、同様の考えを引越業者、建設解体事業者にも提示をし、適切なリユースとリサイクルを促すべきと考えます。令和 5 年度のフロー推計では、小売業者に比べて引越業者、建設解体事業者からスクラップ業者及びヤード業者に流出している台数・割合が大きく、特にエアコンにおいて課題が大きいと思われます。

(2) 不適正スクラップヤード問題への対応について

家電の不適正スクラップヤードにおいて、適切な運営がなされていないために近隣住人に様々な影響が及んでいます。特に、それらは外国人による運営が行われていることが多く、国内ルールの不理解や日本語能力不足などによって生じる問題が散見されており、自治体による苦情処理や改善指導に多大な労力が割かれています。現在、中環審資源循環部会自動車リサイクル専門委員会では、自動車の適正リサイクル向上のために、自動車解体業者の許可に際して、知識・技能や日本語能力を要件とすることの検討が進んでいると承知しています。家電のスクラップヤードにおいても同様に知識・技能や日本語能力を許可要件として導入することは検討できないでしょうか。

上記 2 点の意見は、それぞれの論点に対応する法律が異なると承知しています。循環型社会形成推進基本計画に基づき、目指す姿を実現するために共通する論点は横並びで議論を進めていただきたいと思います。

以上